

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件

原 告 関口博ほか40名

被 告 国

## 第5準備書面

令和元年10月25日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御 中

被告指定代理人 河合陽介

和氣礎

西村聰志

最上康成

山本尚世

高木有生

松林直邦

平岡敬博

谷口香穂

大山伊知郎



鈴木亮佑



平石雄大



阪口大介



岡本泰輔



落合盛之



野村正弘



中村将



小園英登



岡地俊季



保科実



平野聰司



小泉敬



仁木孝明



内山諒子



川上進太



及川涼介



濱田興己



被告は、本準備書面において、原告らの2019年（令和元年）8月29日付け準備書面(8)（以下「原告準備書面(8)」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の使用については、従前の例による（別紙「略称語句使用一覧表」のとおり）。

## **第1 番号利用法19条14号及び16号等は憲法41条等に違反するものではないこと**

### **1 原告らの主張**

番号利用法19条14号及び16号等の違憲性を述べる原告らの主張内容（原告準備書面(8)・25ないし28ページ）は必ずしも明確でないが、善解するに、上記各号の委任内容が白紙委任を認めるものであって憲法41条に反し、白紙委任でないとしても、番号利用法19条14号を受けて規定された番号利用法施行令25条（注：原告準備書面(8)・25ページ等においては「番号法施行令26条」として指摘されているが、「番号法施行令25条」の誤記と解される。）が「公益上の必要があるとき」として定める内容のうち「公安調査（番号法施行令別表9号、17号）、刑事事件捜査、外国犯罪の共助等（同別表（7号、11号、12号、13号、15号、16号、17号）」は委任の範囲を超えており違法であると主張するものと考えられる。

しかしながら、これらの主張はいずれも失当である。以下、詳述する。

### **2 番号利用法19条14号及び16号は白紙委任を認めるものではないこと**

そもそも白紙委任が違憲であるとされるのは、立法府が公開の会議（憲法57条）において国民の監視の下に自ら行うべき立法作用の本質的部分を放棄して非公開の他の国家機関に委譲するものであるからであると解される。そうすると、立法府によって示された一定の解決方法に従って具体的な内容を決定することは、立法府が意図し予定した立法内容の具体化にすぎず、立法作用の本

質的部分を代行するものではないから、処理すべき問題とその解決方向が決定された上で、委任がされるときは、違憲となるものではない。そして、問題と解決方向の指示は、必ずしも委任規定自体に定められている必要はなく、委任の趣旨、文言などから合理的に導き出すことができれば足りると解され（香城敏麿・最高裁判所判例解説刑事篇昭和49年度244及び245ページ参照）、また、委任の趣旨等に関する解釈に当たっては、法文がどのような例示を挙げているかが解釈の指針の一つになる。

この点、番号利用法19条は、特定個人情報の提供を原則禁止し、同条各号に定める場合においてのみ、これを許容することを規定するものであり、特定個人情報の提供を制限する趣旨の規定である。そして、同条14号の規定は、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（括弧内省略）第104条第1項（括弧内省略）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（括弧内省略）第1条の規定により行う審査若しくは調査」のほか、「訴訟手続その他の裁判所における手続」、「裁判の執行」、「刑事案件の捜査」、「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」又は「会計検査院の検査」といった公益上の必要がある場合を具体的に列挙するのに加えて、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」として政令に委任しているところ、同号の趣旨は、こうした行為の公益性に鑑みて特定個人情報の提供を認めるものであって、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」とは、公益上の必要からされる調査等であって、同号に具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要があるときを指すと解することが相当である。以上からすれば、番号利用法19条14号の委任規定は、公益上の必要性から特定個人情報の提供を例外的に認める場合を具体的に定めるという、処理すべき問題を決定し、同号列挙の調査等と同様の公益上の必要があるものを定めるという問題の解決方向を決定した上で委任したものといえ、政令で無制限に定めることを許容する趣旨ではなく、白紙委任を認めるものでないことは明らかである。

また、同条16号の規定は、同条1ないし15号に「準ずるものとして」個人情報保護委員会規則で定める場合に特定個人情報の提供を認めるものであるところ、各号のいずれかに「準ずる」場合の委任を認めるものであって個人情報保護委員会規則で無制限に定めることを許容する趣旨ではなく（例えば、14号を「準ずる」対象とする場合の委任範囲がどのように限定されるかは、上記のとおりである。），白紙委任を認めるものではない。

なお、原告らは同条16号における委任先が個人情報保護委員会規則であることも問題視するようであるが、答弁書第3の5(2)ウ（29ないし33ページ）でも述べたとおり、個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関であって、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とし、国の行政機関を含む全ての監督対象機関からの独立性を確保するためにいわゆる「三条委員会」として設置された委員会である上、法律により所掌事務について規則制定権を付与されている（個人情報保護法74条）のであるから、特定個人情報の取扱いに関する事項につき個人情報保護委員会規則に委任することは問題視されるべきものではない。

### 3 番号利用法19条14号を受けて規定された番号利用法施行令25条は委任の範囲を超えるものではないこと

原告らは、番号利用法施行令25条が規定する内容のうち「公安調査（番号法施行令別表9号、17号）、刑事事件捜査、外国犯罪の共助等（同別表（7号、11号、12号、13号、15号、16号、17号）」が番号利用法19条14号の委任の範囲を超える旨主張するようである。

上記2のとおり、番号利用法19条は、特定個人情報の提供を原則禁止し、同条各号に定める場合においてのみ、これを許容することを規定するものであり、同条14号は、同号に具体的に列挙された調査等において特定個人情報の提供を認めると同時に、これら列挙事由と同様の公益上の必要があるときとして政令で定められた場合の特定個人情報の提供を認めるものである。

そして、原告らが問題視する番号利用法施行令別表7号、9号、11号ないし13号及び15号ないし17号は、いずれも、公益上の必要のある調査等のために特定個人情報の提供を認めるものであり、番号利用法19条14号の列举事由と同様の公益上の必要がある場合であることは明らかである。

よって、番号利用法施行令25条は番号利用法19条14号の委任の範囲を超えるものではない。

なお、原告らは、番号利用法36条及び同法施行令34条の規定により、同令別表9号の場合等が、同法33条ないし35条の規定による個人情報保護委員会の監督の対象から除外されていることも問題視するようである。しかしながら、同法施行令34条の規定は、同法36条の委任を受けて、同法33条ないし35条の規定を適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、また、その手続の性質上、独立性や密行性が強く要求されるものについて規定しているのであって、適法であることは明らかである。

#### 4 結語

以上のとおり、番号利用法19条14号及び16号等は憲法41条等に反するものではない。

以上

## 別 紙

## 略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によって改正された番号利用法	第2 準備書面	21
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のも）	答弁書	30
行政機関個人	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	答弁書	37

情報保護法	律（平成15年法律第58号）		
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	答弁書	37
国賠法	国家賠償法	第1 準備書面	5
公的個人認証法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）	求釈明回 答書(2)	23
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）	答弁書	17, 18
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	第1 準備書面	12
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	第1 準備書面	12
番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令85号）	求釈明回 答書(2)	16
住基法施行令	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第29号）	求釈明回	7

	2号)	答弁書(2)	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）	答弁書	21, 22
(別添) 安全管理措置（事業者編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の別添資料である	第1 準備書面	17
(別添) 安全管理措置（行政機関等編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の別添資料である	第1 準備書面	17
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	答弁書	19
I Cチップ	半導体集積回路	答弁書	19
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24
行政機関の長等	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27

評価書	番号利用法28条1項の規定により、行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定める	答弁書	29
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第1 準備書面	5
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第1 準備書面	5
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求	第1 準備書面	5
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第1 準備書面	5
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第1 準備書面	8
管理、利用等	収集、管理又は利用	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決 (民集62巻3号777ページ)	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決 (民集62巻3号665ページ)	第1 準備書面	8
情報照会者	番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報提供者	番号利用法別表第2の第3欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回	8

		答書(2)	
日本再興戦略 2015	平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」	求釈明回 答書(2)	11
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回 答書(2)	11
個人番号利用事務	番号利用法2条10項に規定する個人番号利用事務	求釈明回 答書(2)	12
日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて」	求釈明回 答書(2)	12, 13
自治体中間サーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回 答書(2)	17
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、評価を実施する機関（同指針第2の1参照）	求釈明回 答書(2)	20
個人番号利用事務実施者	番号利用法2条12項の規定による個人番号利用事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
個人番号関係事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第2 準備書面	15
情報提供ネットワークシステム設置・管理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（番号利用法21条参照）	第2 準備書面	15

技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準 (平成27年総務省告示第401号)	第2 準備書面	16
原告準備書面 (1)	原告らの平成28年9月21日付け準備書面 (1)	第2 準備書面	5
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面 (2)	第2 準備書面	5
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバ ー付番の仕組み」	求釈明回 答書(2)	7
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈明申立 書	第2 準備書面	5
被告第1準備 書面	被告の平成28年6月21日付け第1準備書面	第2 準備書面	5
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明に対す る回答書(2)	第2 準備書面	9
原告準備書面 (3)	原告らの平成29年11月7日付け準備書面 (3)	第3 準備書面	5
原告準備書面 (4)	原告らの平成30年2月20日付け準備書面 (4)	第3 準備書面	5
京都府学連訴 訟最高裁判決	最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決	第3 準備書面	5
指紋押捺制度 訴訟最高裁判 決	最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判 決	第3 準備書面	5
前科照会訴訟	最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判 決	第3	5

最高裁判決	決	準備書面	
ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決	最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
早稲田大学名簿訴訟最高裁	早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
法廷イラスト訴訟最高裁判決	法廷イラスト訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
被告第2準備書面	平成29年7月10日付け被告第2準備書面	第3 準備書面	6
原告準備書面(5)	原告らの平成30年7月26日付け準備書面(5)	第4 準備書面	4
被告第3準備書面	平成30年5月15日付け被告第3準備書面	第4 準備書面	4
年金機構	日本年金機構	第4 準備書面	6
本事案	年金機構から株式会社SAY企画に委託された扶養親族申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかず他の事業者に再委託されていた事案	第4 準備書面	6
原告準備書面(8)	原告らの令和元年8月29日付け準備書面(8)	第5 準備書面	3